

報第1号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和5年5月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

| 事故発生年月日 | 事故発生場所 | 損害賠償額 | 被害者住所氏名 | 備考 |
|---------------|------------------|---------|---------|----------------------|
| 令和4年 9月13日 | 和歌山市福島495 番地7 | 35,000円 | | 公用車の物損事故 による損害賠償金 |

報第2号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和5年5月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

| 事故発生年月日 | 事故発生場所 | 損害賠償額 | 被害者住所氏名 | 備考 |
|---------------|---------------------|----------|---------|-----------------------|
| 令和5年 1月25日 | 和歌山市和田501 番地1先路上 | 221,170円 | | 高規格救急自動車の物損事故による損害賠償金 |

報第3号

市長専決処分事項の報告について

自動車事故に対する損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和5年5月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

| 事故発生年月日 | 事故発生場所 | 損害賠償額 | 被害者住所氏名 | 備 考 |
|---------------|-----------------|----------|---------|------------------|
| 令和5年 2月18日 | 和歌山市堀止西1丁目202番1 | 127,600円 | | 公用車の物損事故による損害賠償金 |

報第4号

市長専決処分事項の報告について

工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市長専決処分により措置したので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和5年5月26日提出

和歌山県和歌山市長 尾花正啓

| | |
|------------------------|--|
| 専 決 年 月 日 | 令和5年3月30日 |
| 工 事 名 | 市道加太88号線災害復旧工事 |
| 工 事 場 所 | 和歌山市加太地内 |
| 変更前の請負代金額 変更後の請負代金額 | 297,638,000円 300,251,600円 |
| 契約の相手方 | 和歌山市小松原通三丁目69番地 株式会社 浅川組 取締役社長 西口 伸 |
| 変更理由 | 地元調整により、資材等の搬入車両を大型車から中型車に変更する必要が生じ、搬入回数が増加したため。 |